

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付基礎額） 第五条（略）</p> <p>2 給付基礎額は、<u>八千八百円</u>とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、<u>第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については一人につき二百十七円を、<u>第二号に該当する扶養親族</u>については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 配偶者</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 満六十歳以上の父母及び祖父母</p>	<p>（給付基礎額） 第五条（略）</p> <p>2 給付基礎額は、<u>八千七百円</u>とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、<u>第一号に該当する扶養親族</u>については四百三十三円を、<u>第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については一人につき二百十七円（協力援助者に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 配偶者</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</p>

五| 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六| 重度心身障害者

4 (略)

(介護給付の範囲、金額及び支給方法)

第七条の二 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円以下である場合に限る。）

五万七千百十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月

四| 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

五| 重度心身障害者

4 (略)

(介護給付の範囲、金額及び支給方法)

第七条の二 (略)

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千九百五十円を超えるときは、十万四千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千三十円以下である場合に限る。）

五万七千三十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月

に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千五百七十円を超えるときは、五万二千五百七十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百六十円以下である場合に限る。）二万八千五百六十円

に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千四百八十円を超えるときは、五万二千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百二十円以下である場合に限る。）二万八千五百二十円